

令和5年度「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」における東日本大震災からの原子力
災害被災地域の復興展示・広報等に関する準備事業」に係る企画競争募集要領

令和5年5月15日

経済産業省

福島復興推進グループ

福島新産業・雇用創出推進室

福島広報戦略・風評被害対応室

経済産業省では、令和5年度「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する準備事業」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故から約12年が経過したが、被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村（以下「12市町村」という。))を中心とした原子力災害被災地域においては、除染活動、福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策、住民の帰還、産業復興などの課題が山積しており、いまだ復興の道半ばにあります。

一方で、福島イノベーションコースト構想をもとにした新産業の創出、浜通り地域における企業立地、各市町村の特徴を生かした新たなまちづくり等といった復興は着実に進んでおり、これらの取組は、日本や世界の未来社会につながる可能性を秘めています。

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」がテーマとなっており、日本国政府が誘致、各国への参加招聘を実施するため、国内及び世界に向けて、福島の復興の状況を広く情報発信する絶好の機会です。

以上を背景に、本事業では、大阪・関西万博において、複合災害を経験した福島の地だからこそ示せる未来社会を日本全国や世界に発信すべく、参考になる過去の万博展示や国際的な展示企画、福島浜通りが置かれている状況等を踏まえ原子力災害からの復興の展示・催事・その他の関連する取組（以下「展示等」という。）のキーワードやキーコンセプト、キーコンテンツを含む具体内容の案を作成の上、具体化に向けて計画を策定し、実行することとします。また、大阪・関西万博を機に福島県に興味関心を持ってもらい、また新産業の創出を目的に、一般観光向け、ビジネスツアーを実施します。併せて、大阪・関西万博を活用した復興関連の取組促進に向けた企画や、展示等の担い手となりうる企業・団体との連携、展示と併せて行う被災地への誘客コンテンツ作成、機運醸成を通じた地元との連携等を行います。

なお、大阪・関西万博での原子力災害からの復興に関する展示等は、これを機会に、日本、世界の人たちに、原子力災害からの復興を知り、関心を持ち、被災地を訪れることにつながり、風評被害の払拭に資することも目指します。

2. 事業内容

1. の目的を踏まえつつ、大阪・関西万博における原子力災害からの復興の展示・催事・その他の関連する取組（以下「展示等」という。）のキーワードやキーコンセプト、キーコンテンツを含む具体内容の施策・作成及び検証、原子力災害の被災地への誘客ツアーの実施、大阪・関西万博の開催に向けた復興展示・広報等に係る機運醸成・PR・広報を含む事業（コンテンツ）の具体化及び検証を実施してください。具体的には以下の各項目について委託事業を実施することとします。

（1）福島復興に関する展示等の内容作成及び実施

大阪・関西万博のコンテンツとなり得る福島復興の展示等のキーワードやキーコンセプト、キーコンテンツを含む具体案を令和5年9月頃までに15～20件程度企画立案し、そのうち7件程度を令和5年12月頃までに試作・展示を実施し、翌年度の本制作に向けた実施具体化の検討をしてください。その際、下記（ア）～に留意してください。

（ア）コンテンツ要素について

コンテンツの要素については、①福島浜通り発のイノベーション（例：廃炉で活躍する最新ロボット、福島ロボットテストフィールドで実証が進む空飛ぶクルマ）や②新たなまちづくり（例：なみえ水素タウン構想、ロボットのまち南相馬）、③熱意ある「人」による新たな挑戦（例：震災で失われかけた食や伝統の再興）等を想定していますが、大阪・関西万博のテーマやコンセプトを踏まえつつ、より魅力的なコンテンツを創る観点からご検討いただければと思います。

（イ）実施のオケージョンについて

事業の具体案には、大阪・関西万博のどのようなオケージョンでの実施を想定するのかについても盛り込んでください。また、当該年度にどのようなオケージョンで試作したコンテンツを展示するかも別途盛り込んでください。

（例）

メッセ展示（省庁参加展示）、催事（省庁参加催事/博覧会協会による主催催事/自治体参加催事）、会場運営上の実装、バーチャル会場での実装 等

（ウ）実施主体について

事業の具体案には、具体化に向けた実施主体（経産省、内閣官房、地元自治体（県・町）、地元企業等）についても盛り込んでください。

（エ）「展示等」試作の企画提案、作成及び評価について

試作については、どのような効果的な手法を用いて来場者へのインパクトや与える印象等の効果分析を実施した上で企画提案、施策の作成を行うとともに翌年度の制作に向けた改善へと繋げていくのかについての評価手法を盛り込んでください。

（オ）福島復興企画に求めること

後掲の（2）（3）を含め、会期前からの福島復興企画全体を通して、国際博覧会として世界に問いかけていくべき要素の組み込みや、復興の先を見据えたレガシー構築、来場

者への価値観変化・行動変容（福島への具体的な関与）へと繋げていくことを目指した企画としてください。

また、企画全体を通して、福島を起点とした①次世代による挑戦の加速化、②地域のクリエイティブ向上、③クリエイティブを活用した産業育成、の実現を目指すものとしてください。

（要素の例）

- ・心理的/物理的な衝撃を通して、今までにない新たな視座や固定概念への揺さぶりをもたらすこと。
 - ・世界が繋がり、ワクワクする圧倒的な感動体験の共有や、参画者の夢やビジョンに繋がること。
 - ・これまでの「被災地」や「復興」の印象のアップデート。
 - ・「復旧」や「防災」に留まらない、クリエイティブな挑戦の発信や、多様な分野からの参画や協働の促進・加速化。
 - ・今の時代の流れ（※）を踏まえた、福島に暮らす人々や、関わりたい人々（潜在層）の本質的な「問い」に向き合った問題提起。
- （※）心理的豊かさ・ウェルビーイングの追求、多様性、オープンな共創、予測不能な未来など
- ・地元根付く取組など、地域に寄り添った継続的な動きの創出。
 - ・福島浜通りでの新たなビジネスへの参画や投資の検討につながるインセンティブの提示。

（カ）実施スケジュールについて

後掲（２）（３）を含め、会期前からの福島復興企画全体の実施に向けて、全体スケジュールを策定してください。（コンテンツによって制作スケジュールが異なる場合は大まかなパターン分けをしてください。）

（キ）実施体制について

（２）（３）を含めた全体のコンテンツ検討承認体制について、効果的なコンテンツ検討承認に向けた検討プロセス案や、有識者を活用した承認実施体制案、運用方法を盛り込んでください。なお、検討プロセスには、（１）（２）（３）の選定工程を含みます。

（例）

- ・プロデューサーを１名、各分野のアドバイザーを複数名設置。定期的な検討会として議論を実施。

（２）原子力災害被災地への誘客プランの検討及びプレツア－の実施

福島復興に関心を持った方に、実際に被災地へ訪問していただくための誘客プランを令和５年８月頃までに検討し、それを踏まえ２０２５年の大阪・関西万博に向けたプレツア－を令和６年２月頃までに１、２回程度実施してください。その際、下記（ア）～に留意してください。

（ア）実施目的及びターゲットについて

令和5年度は10月G7貿易大臣会合に合わせたプレス向けのツアー実施を念頭に実施してください。(実施に際しては、経済産業省と相談の上、実施すること。)その際、翌年度以降のツアー実施にあたり、①被災地への関心を持ってもらうこと及び交流人口の拡大を目的とした一般観光客向け、②新規ビジネスの創出を目的としたスタートアップ等の企業向け、③インバウンドの地方誘客を目的とした外国人向け、といったターゲットや、出口まで見据えたプランとするとともに、既存のツアーとの差別化を図るようご検討ください。

(イ) 翌年度へ向けた取組について

プレツアー参加者へアンケートを実施し、その結果を踏まえ、翌年度のプレツアーに向けた改善及び検討を実施してください。また、翌年度に実施予定のプレツアーや大阪・関西万博における誘客ツアーへの参加を促すため、継続的に情報発信を実施してください。

(ウ) 実施内容について

(1) (オ) の観点を意識した誘客コンテンツやプラン案を作成してください。なお、福島第一原発や中間貯蔵施設といった施設もプレツアーの対象に含めることは排除しません。

(3) 大阪・関西万博の復興企画に関する機運醸成・PR・広報を含む事業(コンテンツ)の具体化

上記(1)(2)の実施にとどまらず、大阪・関西万博の展示期間外や会場外も含めて、どのような取組(例:着ぐるみ活用、イベント・シンポジウム・ワークショップ、民間企業や市民の参画スキーム設計、メディア発信等)を行うべきか10件程度の案を企画立案していただき、その中で5件程度の具体化を進めてください。その際、対象地域(福島県、首都圏、関西圏、海外等)や発信手法(媒体、方法等)等も考慮し、多様な主体(国内外の企業・団体・市民、官公庁、自治体、他国政府など)の連携を促すことで機運醸成を行い、効果的にリーチするような具体案を検討してください。上記(1)の展示コンテンツとの接続についても考慮してください。

また、具体化に向けた実施主体(経産省、内閣官房、地元自治体(県・町)、地元企業等)やマネタイズ(地元自治体・企業参画部分)についてもあわせて考慮してください。

(例)

・ホストタウン(内閣官房)、等

(4) 事業報告書の作成

上記(1)～(3)について、報告書としてまとめてください。また、それぞれの具体案を作成いただいた段階で中間整理を行ってください。

(5) その他

本事業の実施にあたっては経済産業省と十分に相談を行い、指示があった場合にはそれに従い実施してください。また、再委託を行う場合等、積極的に本地域の地元企業と連携してください。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月29日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：4,000万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

- (1) 募集期間

募集開始日：令和5年5月15日（月）

締切日：令和5年6月5日（月）12時必着

（2）説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和5年5月17日（水）16時までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和5年5月19日（金）11時00分

（3）応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・企画提案書（様式2／資料を別添することを可とします）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（4）応募書類の提出先

応募書類はメールにより11. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費

会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日(金)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

- ①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）
- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
 - ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ②一般管理費率の算出基礎の見直し
- （一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室

担当：折笠、宮岸

E-mail：orikasa-soichiro@meti.go.jp、miyagishi-rena@meti.go.jp

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室

担当：中岡、石塚

E-mail：nakaoka-nanako@meti.go.jp、ishizuka-hiroshi@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず令和5年度「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における東日本大震災からの原子力災害被災地域の復興展示・広報等に関する準備事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上